

# 宮内官僚

# 森林太郎

第九回

## 牧野伸顕大臣による官制改革の影

野口 武則

### 人員削減へと一転

前回から引き続き、宮内公文書館が蔵する大正期の「進退録」を読み進める。「天皇皇族実録」の編集ペースを上げるため、図書頭の鷗外が主導して大正八（一九一九）年以降に人員拡充を進めた図書寮は、その後どうなったのか。

大正九（一九二〇）年十二月九日、非官吏の雇員で編集課実録掛の中野斉と山本光郎が辞職を届け出た（大臣官房

総務課、大臣官房秘書課「大正十年 進退録十 判任官以下の部」。二人はこの年三月に大学を卒業し、四月に採用されたばかりだった。提出された辞職願の宛先は、いずれも「図書頭森林太郎殿」。書式も文言もほぼ同じで、「私議」「家事上之都合に依り」と理由が書いてある。

十二月三十日には、図書頭から宮内大臣への「当部局内判任官任命及休職の儀内申」と題する文書が作成され、「図書頭 森林太郎」の下に鷗外の花押が記されている。山本と中野の二人を、官吏である判任官に相当する編修官補へ

昇格させると同時に休職とした。昇格に伴う昇給を休職手当としたようだ。この他にも十一月と十二月には、実録に關わっていない職員計二人が図書寮を去った。

だが、これで終わりではなかった。

図書寮の「進退録」を見ると、翌大正十一年（一九二二）年から局面が一変したことが明確に分かる。二月二十日、編修官補の阿部勝海が退官した（大正十一年第三号文書）。大正九年一月に採用され、実録編修に携わるため同年九月に編修官補に任じられてから、およそ一年半しかたっていない。にもかかわらず、大正十一年二月十二日付けで「永々病氣に罹り」として、辞職願を「図書頭森林太郎殿」宛てに書いた。

二月十六日、図書頭から宮内大臣に宛てた阿部の退官を申し出る上申案に、鷗外が決裁した花押が記されている。二月十二日付の医師の診断書まで添えられ、「病名 慢性加答兒性中耳炎兼脳神経衰弱症」と書かれている。さらに「退官手当給与の儀上申」と題する図書頭から宮内大臣に宛てた二月二十三日の文書では、「左記の者今般病氣に由り本官を免ぜられ候 処 本省改革の爲め已むを得ざるに出でたる次第に付」として退職手当を出すよう申請した。

#### 四人も「脳神経衰弱」の不自然さ

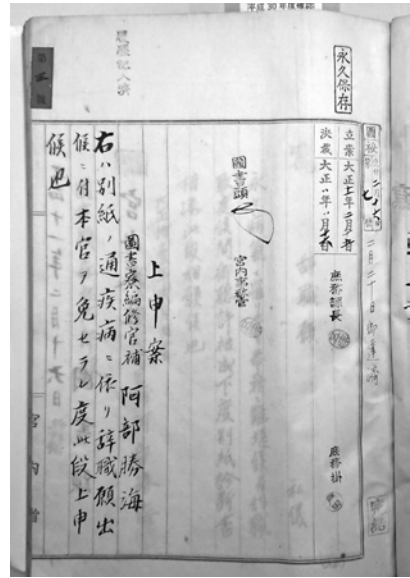
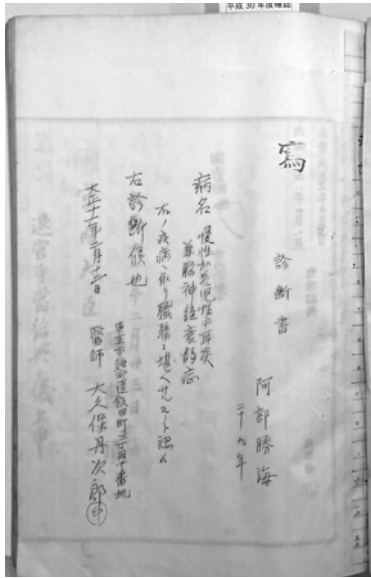
大正十一年三月には判任官に相当する宮内属の飯田良平

と戸田次郎、嘱託員の上田稔の三人が病氣を理由に退官した。三人とも退官に關する書類に添えられた医師の診断書に、「脳神経衰弱症」と記されている（大正十一年第五、八、九号の各文書）。

『職員録 大正十年』（内閣所管の印刷局が発行）には図書寮の職員として四十四人（秋山光夫が宮内属と編修官補を兼任するため実際は四十三人）の名前が記される。当時の公文書によると、そのうち四人もが「脳神経衰弱症」を同時期に発症したというのだ。

なぜ同じような医師の診断書を提出しなければならなかったのか。明治四十（一九〇七）年に公布された宮内官分限令（皇室令第十五号）は、第一条で「宮内官は法律の規定懲戒の処分又は本令に依るに非ざれば其の官を免ぜらるることなし」と定め、法律や規則によらなければ免官できないと宮内官の身分保障を定める。対象となるのは、高等官、奏任官、判任官以上の「官吏」であり、雇員など非官吏の下級職員には適用されない。そのうえで第二条に免官できるケースを定め、一項に「不具癡疾（＝重度の障害）に因り又は身体若は精神の衰弱に因り職務を執るに堪へざるとき」とある。この「精神の衰弱」を適用したとみられる。

この時期の宮内省では、「脳神経衰弱症」を理由とした免官が日常的に行われていたようだ。例えば大正十年二月



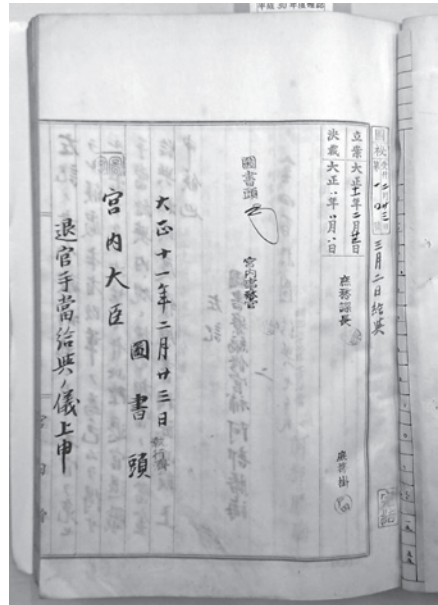
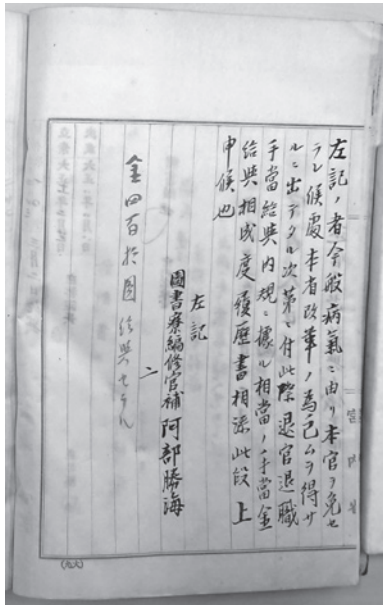
鷗外が決裁した編修官補免官の上申書と、添えられた医師の診断書(写) =宮内公文書館蔵の「図書寮 自大正十一年至大正十四年 進退録」

に宮内次官の石原健三が辞任した際も、「脳神経衰弱」のため静養が必要という侍医補の診察書が辞職願に添えられた(大臣官房総務課、大臣官房秘書課「大正十年 進退録 一 高等官の部」第六六号文書)。ただし、実際は皇太子(後の昭和天皇)と久邇宮良子(後の香淳皇后)の結婚を巡る宮中某重大事件の責任を取り、中村雄次郎宮内大臣と共に引責辞任したものである。

大正十一年三月に退官した飯田、戸田、上田の三人の「退官手当給与の儀上申」「退職手当給与の儀上申」と題する図書頭から宮内大臣に宛てた文書には、二月に退官した阿部のものと同じように「病気に由り」「本省改革の爲め」と二つの理由が記されている。

だが、そろって脳神経衰弱症にかかるのは不自然だ。実態は改革によるリストラだと推測されるが、形式上の理由として病気が利用されたのではないか。

ということは、職員らは偽物まがいの診断書まで提出させられたことになる。医師であり、部下の職員を監督する立場にあった鷗外は、診断書の真偽も把握していただろう。実録編修の体制を拡充するために自らが採用した職員がこのような状況に追い込まれ、鷗外の心境はいかばかりだったか。



退官手当給與の上申書には「病氣」「本省改革」と書かれている＝同

### 「本省改革」理由に次々と

他にも実録担当の職員二人が図書寮を去った。三月八日に休職を命じられた宮内属の伊川譲は「今般本省改革に依り休職を命ぜられ候」とあり、人員整理だと分かる。大正九年十二月二十七日に編修課実録掛となり、第一部実録編修補助を命じられていた。大正十一年三月三十一日に文部省維新史料編纂官補へ転任した編修官補の高橋光枝も、「本省改革に依り整理の為め已むを得ざるに出たる次第に付」と理由は明確だ（大正十一年第六号、一〇号文書）。

また、高齢のため編修官補を辞した後に図書寮嘱託員を務めていた逸見伸三郎は、大正十年十月七日に図書寮御用掛となり、十二月二十日には御用掛も免じられた。明治二十六年六月から図書寮に務め、皇統譜や実録の編修に従事してきた古参だった（図書寮「進退録」大正十一年第一一号文書など）。

大正十年十二月以降、図書寮で多数の職員が退官、休職、転任に追い込まれ、そのうち編修官補二人と宮内属一人、雇員二人の計五人が『天皇皇族実録』の担当だった。鵬外が実録編修のために新たに採用した十二人のうち、阿部、高橋、山本、中野の四人が二年を待たずに図書寮を去ったことになる。

『職員録』で図書寮の欄に名前が記された職員数（御用掛、

嘱託などを含む。大正八年まではその年五月一日、九年以降は七月一日現在のもの)を見ると、大正六年十九人、大正七年十九人、大正八年二十人、大正九年三十四人、大正十年四十四人(実際は四十三人)と鷗外就任後に増加をたどったが、大正十一年は二十七人と大幅に減少した。

### 拡充した組織を崩され

鷗外は職員数を増やす計画を大臣に上申しただけでなく、人選にも関わったようだ。編修官補で慶応出身の武田勝蔵は、以下のように回想している。「宮内省の性質慣習上から帝大、国学院の出身が指名的に採用され」ていたが、武田は父が宮内省に在官した縁故があったことから志願した。採用後に宮内省職員から聞いた話として、「博士(＝鷗外)は自分(＝武田)の志願について慶応でも人物学歴が確かであればさしつかいなかろうと云われた」という(武田勝蔵「鷗外博士の思い出」『鷗外全集』月報22、岩波書店、一九五三年)。

また古参の編修官の芝葛盛は「編修従事者の人選には、わたくし等から見て稍適材と思われぬものがあつたのは遺憾であつたが、是は亦先生の故旧(＝古くからの知り合い)に厚かつた温情の顕われであつたらうと察せられる」と記した(芝葛盛「図書頭としての森鷗外先生」『鷗外全集』月報19、岩波書店、一九五二年)。人選に鷗外の意向が反

映されたことが伺える。

鷗外は新人職員に直接指導もした。後に学習院、東京大学の教授に転じた編修官補の板沢武雄は、鷗外から「外国関係文書の整理、分類、カードのとり方などてずから教えられた」と回想したという(丸山忠綱「板沢武雄先生追悼」『法政史学』第一五号、法政大学史学会、一九六二年)。手塩に掛けて歴史分野の専門職官僚を育てようとしていたのだ。

図書寮の編集体制を着々と拡充し、これから本格的に作業に取り組むはずだった。ところが、宮内省による突然のリストラにより、崩されてしまった。鷗外は自らが採用した職員が退官する手続きの公文書を、図書頭として一枚一枚決裁した。

リストラは上野にある帝室博物館でも行われた。総長を兼務していた鷗外は大正十年十二月十二日の賀古鶴戸宛書簡で「上野は大更迭に相成候」と伝えた。天皇が任命、裁可する高等官である課長二人が、十二月に免官となったのだ(大臣官房総務課、大臣官房秘書課「大正十年 進退録四 高等官の部」第三七五号文書)。「職員録」に記された東京帝室博物館の職員数(評議員と学芸委員を除く。いずれの年も七月一日時点)は、大正十年の五十三人から大正十一年は三十人と激減した。

大正十年末から十一年にかけては、宮内官僚として憂鬱

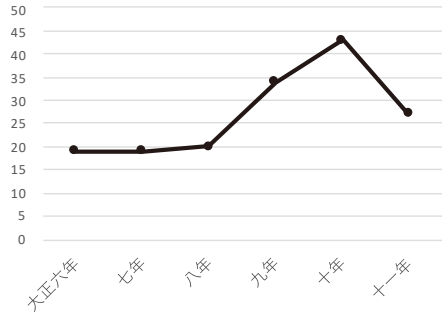
■大正期の宮内省幹部と山県有朋との関係

	大臣	次官	皇室博物館 総長兼図書頭
大正元年			
二年	○渡辺千秋	○河村金五郎	
三年			
四年	△波多野敬直	○石原健三	○森林太郎
五年			
六年			
七年			
八年			
九年			
十年	○中村雄次郎		
十一年	×牧野伸頭	×関屋貞三郎	

○は山県系、△は山県と距離、×は薩摩系  
※区分は「倉富勇三郎日記」第一巻の解説より

■鷗外在任時の図書寮の職員数

年（大正）	大正六年	七年	八年	九年	十年	十一年
鷗外在任時の 図書寮の職員数	19	19	20	34	43	27



な時期だったに違いない。

### 陥落した山県閥

鷗外が突然直面した宮内省のリストラは、なぜ行われたのか。大正十（一九二一）年二月十九日、宮内大臣に牧野のふみきが就任したことが鷗外に暗い影を落とすことになる。

宮中某重大事件を巡り引責辞任した前大臣の中村雄次郎は陸軍出身で、長州閥の重鎮である元老・山県有朋に若いやまがたありとも頃から仕えた側近だった。鷗外の友人で軍医の賀古鶴戸と共に、山県による明治二十一（一八八八）年の欧州視察に同行している。

一方、牧野は、薩摩藩士として明治維新の立役者だったおおくほしむらた大久保利通の次男である。外務省出身で文部大臣や外務大臣などを歴任した非山県系の大物だ。牧野は事務方トップの宮内次官に、自らに近く静岡県知事を務めていた関屋貞三郎を新たに登用した。中村と共に交代させられた前次官の石原健三も山県系の内務官僚だったため、宮内省トップとナンバー2の二人が山県系から非山県系へと入れ替わったのだ。

明治期以来、宮内省において影響力を保ってきた山県閥はここに陥落した。宮中某重大事件で皇太子と久邇宮良子の結婚に反対した山県自身の権威も失墜し、宮内官僚としての鷗外は政治的な後ろ盾を失った。ちなみに良子の母

は、旧薩摩藩主の島津家出身だった。

牧野が取り組んだのが、官制改正によるリストラという宮内省改革だった。大正・昭和期に東京日日新聞の宮内省担当記者だった藤樫準二は、当時の転換をこう記す。

「国運の隆盛とともに、宮内省もますます膨張の一途をたどったが、大正十年に長州がひさしく陣取っていた宮内大臣の椅子を薩派の牧野伸顕伯がうばいとつたとき、綱紀肅正をさげんで主殿のほか新設の二寮を廃止し、定員六千七百七十九人を四千八百六十八人に整理したのが、最大の改革であった」（藤樫『千代田城 宮廷記者四十年の記録』光文社、一九五八年）

着任から間もない同年四月、牧野の命を受けて閑屋ら事務方幹部による秘密委員会が組織され、人員整理の準備に着手した。最終的には現状維持となったものの、鷗外が総長を務める帝室博物館の縮小や、その管轄下にある京都博物館の廃止も検討課題に上った（『倉富勇三郎日記』三巻、永井和氏の解説）。

## 牧野大臣によるリストラの狙い

牧野大臣による官制改正は大正十年十月七日に公布された。当日の『東京朝日新聞』に「宮内官制改正／本日公布 〓局課廃合職員淘汰」との見出しで、概要と理由が記されている。

「世界大戦後に於ける一般経済界不振の結果は延いて帝室御財政上にも多大の影響を及ぼすを免れず、是が為大奥の御用度に就ては万端緊縮を旨とせらる、折柄、宮内省としても經常費額の節約を図るの必要を認め併せて事務の簡捷を期するの趣旨より局課の廃合を断行し、是に伴ひ一部職員の淘汰を行ふ（中略）年間約五十万円乃至一百万円を節約し得る見込みなり。退官者は勅任官十余名、奏任官二十余名、判任官二百余名に及ぶべし」

『原敬日記』の十月五日条には、原と面会した牧野が「宮内省の改革は断行の外なく、差向き冗員百五十名斗りも罷免を要する筈なり」と伝えたこと記される。

『鷗外日記』で閑屋記述の初出は、九月二十六日条の「閑屋次官が冗員を沙げる事を言う」である。「冗員を沙げる」とは無駄な人員をよりわけるとの意味で、人員整理について伝えられたようだ。九月三十日条には秘密委員会メンバーで宮内省調査課長の大谷正男を訪ねて「事を言う」とあり、翌十月一日条でも大谷と閑屋に会ったと記される。公表直前の官制改正が話題になった可能性が高い。

牧野は公布当日の十月七日午前十一時、各部局長の高等官を宮内省の大臣官房会議室に呼び訓示をした。膨張していた経費の節約を第一の理由に挙げ、続いて以下のように第二の理由を挙げた。

「積習に染みて宮政の阻滯を思はざるが如きは断じて不



牧野伸顕

可なり。組織の改むべきものは適当に之を更め、煩瑣を除きて円滑を求め、繁重を避けて簡便に就き、以て益、事務の敏活を期せざる可らず」(『東京朝日新聞』大正十年十月七日夕刊、一面)

「積習」つまり、長きに渡るしきたりを、リストラを機に改めて事務の簡素化、効率化を図ると言うのだ。

欧州ではロシア革命や第一次世界大戦を機に王室が崩壊し、大衆化の波が日本にも押し寄せていた。日本政府や宮内省は、皇室のあり方を今後どのように模索すべきかという難題に直面した。

そのような状況下、牧野は皇室を大衆化して乗り切る方向に舵を切ろうと試みた。皇太子のメディア露出を高める

などし、大衆に近い存在として敬愛される皇室像を目指した。そのために旧態依然とした事務のあり方を刷新する必要があり、抵抗勢力となりかねない守旧派を淘汰する狙いもあった(坂本一登「新しい皇室像を求めて―大正後期の親王と宮中―」『年報・近代日本研究』20 宮中・皇室と政治』山川出版、一九九八年)。

### 大衆化か歴史的確かさか

一方、皇室の危機に対して鷗外が追求したのは、天皇の歴史的根柢を確実にすることだった。「普請中」の日本は、歴史上脈々と続くことされる天皇を近代国家の中心に据えるものの、歴史的根柢が「不調べ」で内実は空疎だと見抜いていた。

晩年に史伝という新たな形の小説や宮内省での歴史事業に取り組んだことから、「過去を事実に基づき検証すること」で、帝室の連続性を保証せんとする鷗外の姿が浮かび上がる。鷗外研究者の村上裕紀氏は指摘する。歴史を捉え直すことは眼前の国家を捉え直すことであり、「帝室の連続性に支えられた理想的国家の夢」へとつながっていたという(村上「接続する『神話』——『天皇皇族実録』『日本神話』『北条霞亭』」。

民主化、大衆化という風潮の中、天皇を否定する社会主義思想まで徐々に広がっていた。鷗外の取り組みは、そう



した時勢に流されないう確固とした帝室の背骨を整えようという意図の下、考証によって歴史を鍛え直す作業だったのではないか。

『天皇皇族実録』と六国史校訂準備作業の両事業を鷗外は統括しており、有機的に関連させる構想を持っていたようだ。古代の天皇や皇族の実録を執筆する際に引用するものが、日本書紀などの六国史である。原典が正確でなければ、歴史の根拠は確かなものになり得ない。

六国史の校訂は明治期に始まった第一次事業を継ぐもので、大正八年からの第二次事業は六国史校訂準備委員長に鷗外が自ら就いた。この他に五味均平、佐伯有義、田辺勝哉、秋山光夫、池田四郎次郎の六人体制で進められた。

第二次事業当時の史料は、宮内庁図書寮文庫が所蔵している。この中に作成者や年月日の記載がない建言書が一綴ある。そこに記された提案通りに第二次事業が進んだ。(宮内庁図書寮文庫蔵「校訂六国史(校合本)」に収められた「六国史関係雑書類」)。

大正八年十月三十日に開かれた第三回準備委員会議の決議録によると、「森委員長の見解に基き」当初使用していた底本(拠り所となるテキスト)を、より古い時代のもので変更することが決定された。建言書の提案の内容と一致する。「森委員長の意見」というのがこの建言書を指すと推測でき、鷗外が作成した可能性がある。いずれにせよ、

鷗外が指揮した準備委員会の問題意識が記されていることは確かだ。

建言書は、まず「六国史は我國の正史にして国家の宝典<sup>ほうてん</sup>之より重きは無し」と位置づける。当時の校訂作業で使用していた版本の誤りを具体的に複数指摘し、更に古い時代の版本に変更すべきだと提案した。そして「国家至重の宝典たる六国史にして斯の如き誤謬<sup>ごごう</sup>あるは単に史学上のみならず国体上一日も放棄す可らざる儀と存ぜられ候」として、作業を急ぐ必要性を説いている。

歴史書の誤りは「国体上一日も放棄す可らざる儀」であり、国家体制の重大問題だとした。牧野大臣の改革と鷗外の事業は、天皇を中心とする君主制の危機にいかに対応するかという目的は同じだった。しかし、皇室の大衆化を進めた牧野に対し、歴史に回帰した鷗外では方向が逆だった

### 日記に記されなかった大臣訓示

宮内省の改革に着手した牧野に対し、鷗外はどのような思いを持っていたのか。日記や書簡には具体的に記されていない。ただ、行動から推測することはできる。

高等官で部局長の帝室博物館総長兼図書頭は、牧野大臣の訓示を直接聞く立場にあった。だが、『鷗外日記』大正十一年十月七日条には「参館」とあり、上野にある帝室博物館に出動したことは記されているが、宮内省で行われた

大臣の訓示に参列したとの記述はない。代わりに、山県から煙草を贈られ、御礼を述べに行つたことが記されている。

一方、帝室会計審査局長官（図書頭と同等の勅任官に相当）と宗秩寮総裁事務取扱を兼ねていた倉富勇三郎は『倉富日記』十月七日程に、午前十一時に会議室で牧野の訓示を聞いた後、会計審査局と宗秩寮に赴き、その内容を各職員に伝えたと記す。

図書寮や帝室博物館の職員に対しては、鷗外が訓示の内容を伝えるのが自然ではないか。鷗外は牧野の訓示を聞きに行かなかつたのか、それとも聞いたにもかかわらず日記に記さなかつたのかは定かでない。確かなのは、牧野主導の官制改革が発表された日に、牧野と距離がある山県に会いに行つたということである。

### 『天皇皇族実録』遅延の理由

『天皇皇族実録』について、鷗外の計画では大正九（一九二〇）年から八年間で完成させるはずだった。しかし、着手から二年余の大正十一（一九二二）年七月に死去し、見届けることはできなかつた。しかも、作業は遅れ、計画通り終わる見込みも立たなかつた。

鷗外の後任に就いた図書頭・杉栄三郎が大正十四（一九二五）年二月、牧野宮内大臣へ提出した「天皇皇族実録編修に関する件」と題する文書は、遅れた要因として以下の

三点を挙げた（宮内公文書館蔵の図書寮「自大正十一年至十五年 例規録」大正十四年第四号文書）。

- (1) 採取する史料が予定よりも多くなつた
- (2) 従来編集様式（紀事本末体）では構成が複雑になり、執筆に不便だつた
- (3) 編修に従事するスタッフが減員された

こうした状況を受け、遅れを改善するために紀事本末体の編修様式を改め、それ以前の編年体へ戻すことを申し出る内容だ。実際には鷗外の死から約一年後の大正十二（一九二三）年六月十四日、杉の下で編修様式を編年体に改めて各編修官に担当を振り分けていた（図書寮「進退録」大正十二年第一六号文書）が、正式に大臣に申し出た。

遅れについて所功・京都産業大名誉教授は論文「『天皇皇族実録』の成立過程」で、杉の文書に基づき「根本的には従来の『紀事本末体』では構成が複雑多岐に亘り計画的な執筆が難しいためである」としている。

だが、鷗外が採用した紀事本末体が主な理由なのだろうか。当時の状況を考えると、宮内省の大方針として大正十年の官制改革によるリストラが行われたため、(3)を改善してスタッフを増員することは望めない。まして、文書の宛先である牧野はリストラを主導した本人である。編修ペーシスを上げるには、(2)を改善する選択肢しかなかったのが実情だ。

『天皇皇族実録』の編集過程に関する従来の研究は、大正十四年に図書頭の杉が大臣の牧野に提出したこの文書を基に考察されてきた。しかし、これはあくまで公式見解であり、他の公文書から編集過程の実態を探り直す必要があるのではないか。

### 人員削減が直撃

杉による文書は鷗外の死から二年半後に立案された。それ以前の公文書を確認したい。

図書寮「大正八年、例規録四」という冊子に、「第六号天皇皇族実録編修八年計画に関する件（十二月）」という文書がある。そこに収録された「五、歴代天皇皇胤<sup>こういん</sup>の実録並<sup>なみ</sup>資料数量表一」の中に「天皇皇族実録編修分担割」という項目がある。八年計画を二年ずつ四期に分け、それぞれ第一部から第五部までの五班が、どのくらいの期間に何枚の実録を執筆するかの計画が作られている。第二期のページの先端に、後から書き加えられたとみられる毛筆のメモ書きがある。

「編修官補一人写字一人減員に付き能率五対一、五を減するものと見做<sup>みな</sup>し之に伴ひ期間を延長す」（「五味」の朱印）

五味は大正十二年七月まで図書寮図書課長兼事務官を務めた。編修官補と写字生のリストラに関する内容で、「五味」

の印が押されていることから、編修官補の人員削減が確認できる大正十一年初めから十二年七月までの間に追記されたようだ。

そして第二期（大正十一、十二年）の各部の「成功期間」が書かれた上端に、延長後の新たな期間が以下のように追記されている。

第一部「一年六ヶ月」 ↓ 「二年一月」（追記部分、以下同）

第二部「二年三ヶ月」 ↓ 「三年二月」

第三部「一年一ヶ月」 ↓ 「二年四月」

第四部「一年十一ヶ月」 ↓ 「二年八月」

第五部「一年十ヶ月」 ↓ 「二年七月」

大正十年十月の官制改革が、大正九年秋から順次始まった『天皇皇族実録』の編集作業を直撃したことは確実だ。

### 遅延報告を毎月決裁

具体的に遅れが記録された公文書もあった。

宮内公文書館のホームページから「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」で「実録」「大正」「図書寮」などのキーワードを入力し、関係ありそうな名称の文書を探した。すると「実録成績報告」と題する文書が三件ヒットした。

宮内公文書館に電話で閲覧の予約をした後、メールで閲覧希望の文書名を伝え、後日、宮内庁書陵部の地下一階に

大正十一年四月末日掛

實録	起草枚数	原定枚数	増減
後桃園天皇実録	四三・一九	七〇枚	減三四枚強
光格天皇実録	六八・一九	一五六枚	減八五枚強
仁孝天皇実録	八六・一九	一〇〇枚	減一三枚強
孝明天皇実録	七六・二二	三〇〇枚	減一二三枚強

第二編

立案全年月日 第三編編修主任人 編修補助  
 本圖書明 實録補訂 實録清書  
 大正十一年四月成續表提出ノ件  
 實録清書  
 大正十一年一月二日  
 孝明天皇実録清書  
 宮内省

『天皇家族実録』編修作業の遅れが記された報告書＝宮内公文書館蔵の「実録成績報告 図書寮大正11年

ある宮内公文書館に赴く。冊子をめくると、第一部から第五部まで各班の編修主任である編修官が毎月、その月に収集した資料と起草した実録の枚数を記録し、図書頭の鷗外が決裁の花押を記したものだ。まさに鷗外在職時の大正期における編集の進ちょく状況そのものが記された公文書だ。

中でも「大正十一年 実録成績報告 図書寮」（宮内公文書館の検索システムでは「成績報告」となっている）と題する文書には、第三編（編集主任は編修官の本多辰次郎）の大正十一年四月の報告部分に、四月末時点における実際の起草枚数と予定枚数の比較表が記されていた。

実録	起草枚数	予定枚数	増減
後桃園天皇実録	四五枚・一九行	七〇枚	減三四枚強
光格天皇実録	六八・一九	一五六枚	減八五枚強
仁孝天皇実録	八六・一九	一〇〇枚	減一三枚強
孝明天皇実録	一七六・二二	三〇〇枚	減一二三枚強

いずれも、実際に起草した枚数が、予定枚数を下回っていることが明確に分かる。

三冊残された「実録編集報告」の冊子を見ると、鷗外は大正十一年五月分まで毎月、進ちょく状況の報告に決裁のサインを記した。最後の決裁は六月一日作成の文書である。

六月十五日からは病床に伏せて出勤できなくなり、七月九日に死去した。

鷗外ほどの程度、編集作業が遅れているかを逐一把握していたのだ。当初八年間で事業を終わらせると計画した全四期間のうち、第一期の完了さえ見届けられないことを承知した上で亡くなったことが、公文書から裏付けられた。

### 「要精査」の公文書

さらに公文書の検索を続ける。「実録成績報告」という文書に編集作業が分かるものが含まれていたため、「実録」「大正」などに加えて「成績」「報告」というキーワードも入れて検索範囲を広げてみた。すると、「利用制限」の項目が「要審査」となっているものが出てきた。「有栖川宮、桂宮、閑院宮実録編修報告第一期」と「成績表 大正九年七月以後」という二つの文書だ。

通常の文書は「利用制限」の項目が「全部利用」となっているが、非開示の文書が含まれる場合は「一部利用」との表記になる。「要審査」とは、これまで宮内庁に閲覧申請されたことがなく、開示できるかどうかの審査が必要という意味である。

こちらはいつものように電話とメールで閲覧申請をするのでなく、利用請求の文書を提出する手続きが必要だ。令和三（二〇二一）年十月下旬、筆者は文書名と識別番号な

どを記入した書類を郵送した。

一週間ほどたつとメールで通知書が届き、利用可能だとして閲覧の許可が出た。早速、皇居にある宮内公文書館へ向かった。

### 編修官は「毫も屈撓せず」

まず「有栖川宮、桂宮、閑院宮実録編修報告第一期」を見てみる。冊子の中に「有栖川宮、桂宮、閑院宮実録編修報告の件」という文書があった。編修官で第一部編修主任の久保得二が大正十二年一月三十一日に作成したもので、決裁の欄は空白になっている。

「十年に至り逸見伸三郎は他に転じ、井川讓、山本光郎二人前後相踵ぎ新に当部に入つて補助を為すあり、人すでに多きを加ふ。業の進むは当然のみ。資料の蒐集と実録の起草と両つながら着々として進行し、七、八月の交に至りて有栖川家を畢り、次に桂家に移り、十二月の末に之を畢り、十一年一月閑院家に移りし時、俄然従事員を減ぜられ、唯だ武田勝蔵一人を剩すのみとなりしが、毫も屈撓（＝屈服）せず、更に余勇（＝有り余る勇氣）を鼓し、四月の末に至りて幾んど之を畢れり。知るべし、予定の期限内に於て資料・実録は略は完成したることを」

※傍線は筆者。以下同じ。  
補助員が増えて編集作業は順調に進んでいたが、大正十

一年一月に突然職員が削減され、編修官の久保と編修官補の武田の二人だけになってしまった。それでも経験豊富な久保は、状況の悪化に屈せず作業を終わらせたと自負している。人員削減に言及する一方、紀事本末体の煩雑さには触れていない。

### 「交迭減員は大なる原因」

次に「成績表 大正九年七月以後」という冊子を開く。これに所収された「伏見宮実録編修報告の件」は、第二部担当編修主任の編修官・田辺勝哉が作成した。立案は大正十三年二月二十九日、決裁は同年四月二十六日で、「大臣」の下にサインが書かれ、「次官」や「庶務課長」などに丸が付けられるなどしている。

「補助員として初編修官補秋山光夫、同板沢武雄の二人なりしが、大正十年三月板沢武雄職を辞し、四月寺井種長は之に代り、十一年二月秋山光夫は他に転じたり。写字生は初一人なりしが、九年八月一人を増員し、十一年二月之を減ぜられ、爾來編修官補寺井種長、雇員勅使川原万次の二人にて編修完成当時に至れり」

当初は編修官の他に、編修官補が秋山と板沢の二人、大正九年八月から写字生が二人に増えて計五人体制だった。板沢が学習院講師に転じて辞職した際は、後任として寺井が補充された。ところが、大正十一年二月に編修官補の秋

山と写字生の計二人が減らされ、田辺、寺井、勅使川原の三人体制となった。さらに以下のように続く。

「期間中種々の事情に因り三年二ヶ月を要し、定められたる完成期に後る、こと一年六ヶ月に及べり。其の主要なる理由は、前陳の如く中途にして編修官補の交迭減員及び写字生の減員せられ支障を生ぜしことは大なる原因を為せり。次に実録に於いては予定枚数(八百九十一枚)より二百三十八枚を減じたれども資料に於いては予定枚数(二千七百三十八枚)に超過すること三千五百七十三枚に達せり」※傍線は筆者

遅れた理由の第一に人員削減を挙げる。第二の理由は採取した史料が多くなつたことだ。そのほか(「資料の」採録に多くの日子を要したり。又実録資料件名目録は五三五冊の多きに達し其の作成に予想以上の時日を要したり)などを挙げている。

「要審査」だった二つの公文書には、五班体制で取り組んだ『天皇皇族実録』の編修体制のうち、一部と二部を指揮する編修官が自ら作成した詳細な報告が残されていたのだ。

### 理由に挙げられなかった紀事本末体

前述のように、図書頭・杉榮三郎が大正十四(一九二五)年二月、牧野宮内大臣へ提出した文書では、(1)史料の多寡



野口 武則 (のぐち・たけのり) 氏

1976年生まれ。中央大学法学部卒。2000年毎日新聞社に入社し、秋田支局、政治部、大阪社会部。代替わり取材班キャップ、政治部官邸キャップ、デスクを務め、現在は論説委員。著書に『元号戦記 近代日本、改元の深層』(角川新書)。共著に『靖国戦後秘史』(角川ソフィア文庫)、『令和 改元の舞台裏』(毎日新聞出版)。

(2) 紀事本末体の複雑さ(3) 人員削減——を編集作業が遅れた理由に挙げる。だが、第一部の久保、第二部の田辺の報告は共に(3)を指摘し、(2)の紀事本末体という叙述形式には全く言及がない。(1)は田辺のみが触れている。

鵬外の存命時なら上官の図書頭に対して編修官が配慮し、鵬外が導入した紀事本末体の欠点を指摘しにくいことも考えられなくもない。だが、二つの報告とも鵬外の死後に作成されている。

また、編修官の吉田増蔵が担当した第五部(第一期は後陽成院天皇から後西院天皇まで)でも、人員削減を理由に遅れを申し出ている。図書頭心得となった事

務官の五味が大正十一年十月五日に牧野大臣宛に提出した「報告 実録編修分担命令更正書」という文書で、第五部の事業について「成功期間大正十一年十月迄の処補助一人減員に付大正十二年三月迄に更正す」と記した(大臣官房秘書課「大正十一年 進退録三 高等官の部」第二七八号文書)。五味は鵬外の死の直後、臨時的に図書頭心得として職務を継いでいた。

実録編修に関わった編修官と事務官は、遅れた要因が人員削減にあると強く意識していたと言える。

### 完成の可能性が残る唯一の事業

一方、六国史校訂の第二次事業は、鵬外の死から約五カ月後の大正十一年十二月に完了した。図書頭の鵬外が大正七年に波多野敬直宮内大臣に提出した第二次事業の開始を求めた上申書は、校訂を終えた後に「勅撰国史の定本を作成するに非ざれば何等の効果を覓ざる」と記した。そのために「追て幾多専門の学士を招聘して合議様の取調機関を設置するの必要有之候」と提案している。実際、大正十年五月五日の六国史校訂準備委員会で「追而組織すべき委員会」について相談している。しかし結局、定本の作成に進むことはなかった。

校訂は委員長の鵬外以下六人体制で行われた。国家として公式の定本を作ることとなれば、新たに学者らによる会

議体を作ることに加え、より多くの編修スタッフが必要になったはずである。

しかし、大臣の交代により状況は一変した。大正十年十月に牧野大臣の下で人員整理が始まり、難しい状況に追い込まれた。皇室の大衆化を進める牧野は、鷗外と目指す方向が異なっており、鷗外が存命だったとしても事業が進まなかった可能性が高い。

図書館で組織を挙げて取り組んだ『天皇皇族実録』は、完成が見通せなくなつた。それどころか、史伝を契機に新しい歴史叙述の方法を模索する中で採用した紀事本末体という編修様式は、鷗外死後に変更を余儀なくされた。六国史については、校訂を反映させた定本の作成を構想していたが、死の直後に校訂まで完了したところで事業は打ち切られた。

図書館として取り組んだ鷗外による四つの主な事業のうち、完成したのは『帝諡考』だけだ。それに続き、今後成し遂げられる可能性が残るは、『元号考』のみとなった。これは鷗外が自ら筆を執り個別に進めていた。

死を間近にした大正十一年五月二十六日、賀古宛書簡で『元号考』を「最大著述」と表現したのは、残りの人生を賭けて完成させなければならない「唯一」で「最大」のものという意味が込められていたのではないか。

〈参考文献〉

吉岡真之「明治・大正期宮内省における六国史校訂事業」  
〔書陵部紀要〕第三十四号、宮内庁書陵部、一九八二年）  
宮内庁書陵部編修課『宮内省の編纂事業』宮内庁書陵部、二〇〇七年

次回は「第十回 着手しなかつた事業」